

2023 年 7 月 31 日

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんプラス」認定の取得について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、このたび、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、厚生労働大臣より「くるみんプラス」認定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、「くるみんプラス」の認定取得は、当行が栃木県内で初めての企業となります。

当行では、今後も全ての従業員が活躍できる職場環境の整備とワークライフバランスを重視した諸制度の利用促進を図り、全従業員のウェルビーイング実現に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 「くるみんプラス」とは

「次世代育成支援対策推進法※」に基づき、くるみん認定を取得している企業のうち、不妊治療と仕事の両立支援の取組状況が優良な企業が受けることができるものです。

【認定マーク「くるみんプラス」】



※「次世代育成支援対策推進法」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。企業は労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。

2. 当行における取り組み内容（詳細は別紙参照）

当行においては、不妊治療の私傷病特別休暇の対象範囲への追加や、不妊治療休職制度の新設、行内の意識醸成等の取り組みにより 7 月 12 日付で認定を受けました。

以 上

【当行における不妊治療と仕事の両立に関する取り組み内容】

1. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針の制定

2023年4月1日に、女性従業員のキャリア形成およびキャリア継続を支援することを目的とした「女性のキャリア形成基本方針」を制定いたしました。

【女性のキャリア形成基本方針】

1. 「キャリアアップへの自律的な意識の醸成」

女性行員のキャリア意識を高める育成体系の構築と、男女の分け隔てないキャリアアップに向けた取組強化

2. 「安心してキャリアを繋ぐ柔軟な働き方の実現」

出産・育児等によるライフステージ変化の中でも、仕事との両立を可能にする働き方支援および環境整備の強化

2. 不妊治療のために利用できる制度の充実

制度名	内容
私傷病特別休暇	未使用のままで消滅する有給休暇を60日を限度として積み立て、不妊治療や定期的な通院を要する傷病の場合、親族の看護・介護・寄り添いが必要な場合に使用できる。
不妊治療休職制度	不妊治療を受けるために休職を希望する従業員を対象に、最長2年間（最短期間の制限無し、複数回の申し出や延長も可）休職することができる。
半日単位・時間単位 年次有給休暇	年次有給休暇は1日の労働時間（除休憩時間）の2分の1単位で取得することができる。 また、年次有給休暇の日数のうち、1年間に5日間の範囲内で、時間単位の年次有給休暇を取得することができる。
フレックスタイム制 勤務	2パターンのフレックスタイム制勤務を導入。
在宅勤務制度	自宅または自宅に準ずる場所でモバイルOAを利用した業務を実施することが可能。

3. 不妊治療と仕事との両立に向けた行内の意識醸成の取り組み

- (1) 全従業員に対し、「女性のキャリア形成基本方針」についてトップメッセージの発信および各種制度の内容と利用における注意点等について動画研修を実施いたしました。
- (2) 人事部ダイバーシティ推進室内に相談担当者を設置し、制度の利用促進を図っております。